

○部隊表彰基準について（通知）

平成31年2月22日

海幕補第463号

海上幕僚監部人事教育部長から各部隊の長・各種機関の長あて
賞詞の運用方針について（通知）

部隊表彰基準について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

1 部隊表彰の種類

- (1) 艦艇安全表彰
- (2) 長期潜航行動表彰
- (3) 警戒監視行動表彰
- (4) 航空無事故表彰
- (5) 航空管制無事故表彰
- (6) 航空整備等無事故表彰
- (7) 弾薬整備無事故表彰
- (8) 補給支援等無事故表彰
- (9) 艦船造修等無事故表彰
- (10) 経理・契約優良部隊表彰
- (11) 給食優良部隊表彰
- (12) その他の任務遂行による表彰

2 各表彰基準

(1) 艦艇安全表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

艦船事故調査及び報告等に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第3号）（以下「艦船事故訓令」という。）第2条に規定する艦船事故とする。

イ 表彰の条件

艦船事故無事故基準期間が連続10年以上であること。

ウ 表彰の区分

第3級賞状を標準とする。ただし、通算の艦船事故無事故基準期間が本号イの2倍以上に及ぶときは、第2級賞状を授与することができる。

エ その他

艦船事故無事故基準時間の起算日を31.1.1以降とする。

(2) 長期潜航行動表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

航海中における艦船事故訓令第2条に規定する艦船事故とする。

イ 表彰の条件

航海中の艦船事故が起算した日から無事故であり、かつ、連続した潜航状態が30日以上に及ぶ行動、又は、潜水艦隊司令官が特令したもので、連続した潜航状態が20日以上に及ぶ行動であること。

ウ 表彰の区分

本号イにおける通算の長期潜航行動に従事した基準回数が3回以上の場合、第3級賞状を標準とする。ただし、通算の長期潜航行動に従事した基準回数が20回以上に及ぶときは、第2級賞状を授与することができる。

エ その他

(ア) 本基準制定前に実施された長期潜航行動表彰に際し、その対象とされた長期潜航行動は、連続通算して、認めないものとする。

(イ) 第2級賞状における長期潜航行動無事故基準時間の起算日を31. 1. 1以降とする。

(3) 警戒監視行動表彰基準

ア 水上艦艇に対するもの

(ア) 対象となる事故の範囲

航海中における艦船事故訓令第2条に規定する艦船事故とする。

(イ) 表彰の条件

航海中の艦船事故が起算した日から連続無事故であり、かつ、警戒監視実施基準日数が500日以上であること。

(ウ) 表彰の区分

第3級賞状を標準とする。ただし、通算の警戒監視実施基準日数が本号ア(イ)の2倍以上に及ぶときは、第2級賞状を授与することができる。

イ 航空機に対するもの

(ア) 対象となる事故の範囲

航空事故調査及び報告等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第35号)(以下「航空機事故訓令」という。)第2条に規定する航空機事故とする。

(イ) 表彰の条件

航空事故が起算した日から連続無事故であり、かつ、警戒監視実施飛行基準時数が50,000時間以上であること。

(ウ) 表彰の区分

第3級賞状を標準とする。ただし、通算の警戒監視実施飛行基準時数が本号イ(イ)の2倍以上に及ぶときは、第2級賞状を授与することができる。

ウ その他

警戒監視実施基準日及び警戒監視実施飛行基準時数の起算日を31. 1. 1以降とする。

(4) 航空無事故表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

航空機事故訓令第2条に規定する航空事故並びに海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達(昭和43年海上自衛隊達第23号)(以下「一般事故調査等達」という。)第5条に規定する航空機事故とする。

イ 表彰の条件

(ア) 無事故飛行期間が連続2年以上で、次の基準により算定した運用機1機当たりの無事故飛行基準時間が連続1,500基準時間以上の業績を有する航空隊、教育航空隊又は航空基地隊救難飛行隊であること。

- a 操縦教育期間中の飛行時間には、0.5を乗じて基準時間に換算する。
- b 操縦教育期間中の飛行時間を除き、次の機種ごとの飛行時間にそれぞれの係数を乗じて基準時間に換算する。

(a) 回転翼航空機

I 離着艦を伴う飛行 2.0

II 離着艦を伴わない飛行 1.75

(b) 小型単発陸上機 1.5

(c) 中型多発陸上機

I TC-90等 1.25

II U-36A等 2.0

(d) 大型多発水上機 (US-2等) 1.25

(e) 大型多発陸上機 (P-1等) 1.0

(イ) 搭載航空機の無事故搭載期間が連続20か月以上で、搭載航空機の連続無事故着艦回数が次の表の回数以上の業績を有する航空機搭載艦艇であること。

艦艇 \ 業 績	連続無事故着艦回数
航空機を複数機搭載する艦艇	4,000回
航空機を1機搭載する艦艇	2,000回

ウ 表彰の区分

第3級賞状を標準とする。ただし、本号イの基準の2倍以上の業績は、第2級賞状を授与することができる。

エ その他

本基準制定前に実施された航空無事故表彰に際し、その対象とされた飛行基準時間は、連続通算して、さらに上位の表彰を行う場合を除き認めないものとする。

(5) 航空管制無事故表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

航空機事故訓令第2条に規定する航空事故のうち航空管制に関わる事故並びに重大インシデントなどの事故とする。

イ 表彰の条件

航空管制に関する事故が起算した日から連続無事故であり、かつ飛行場管制基準回数60万回以上、着陸誘導管制基準回数8万回以上、又は、ターミナル・レーダー誘導管制基準回数30万回以上であること。

ウ 表彰の区分

第3級賞状を標準とする。ただし、通算の管制基準回数が本号イの2倍以上に及ぶときは、第2級賞状を授与することができる。

エ その他

航空管制基準回数の起算日を31.1.1以降とする。

(6) 航空整備等無事故表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

一般事故調査等達第5条に規定する航空機事故のうち航空整備に関する事故及びその他の航空整備等に関わる事故とする。

イ 表彰の条件

航空整備等に関わる事故無事故基準期間が連続15年以上であること。

ウ 表彰の区分

第3級賞状を標準とする。ただし、通算の事故無事故基準期間が本号イの2倍以上に及ぶときは、第2級賞状を授与することができる。

エ その他

航空整備等無事故基準期間の起算日を31. 1. 1以降とする。

(7) 弾薬整備等無事故表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

一般事故調査等達第6条に規定する武器・弾薬事故、その他、弾薬整備等に関わる事故とする。

イ 表彰の条件

弾薬整備等に関わる無事故基準期間が連続15年以上であること。

ウ 表彰の区分

第3級賞状を標準とする。ただし、通算の事故無事故基準期間が本号イの2倍以上に及ぶときは、第2級賞状を授与することができる。

エ その他

弾薬整備等無事故基準期間の起算日を31. 1. 1以降とする。

(8) 補給支援等無事故表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

一般事故調査等達第9条に規定する物品事故、水船、油船等による艦船等事故、その他、補給支援等に関わる事故とする。

イ 表彰の条件

補給支援等に関わる無事故基準期間が連続15年以上であること。

ウ 表彰の区分

第3級賞状を標準とする。ただし、通算の事故無事故基準期間が本号イの2倍以上に及ぶときは、第2級賞状を授与することができる。

エ その他

補給支援等無事故基準期間の起算日を31. 1. 1以降とする。

(9) 艦船造修等無事故表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

一般事故調査等達第9条に規定する物品事故、その他、艦船造修等に関わる事故とする。

イ 表彰の条件

艦船造修等に関わる無事故基準期間が連続15年以上であること。

ウ 表彰の区分

第3級賞状を標準とする。ただし、通算の事故無事故基準期間が本号イの2倍以上に及ぶときは、第2級賞状を授与することができる。

エ 艦船造修等無事故基準期間の起算日を31. 1. 1以降とする。

(10) 経理・契約優良部隊表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

一般事故調査等達第9条に規定する金銭事故とする。

イ 表彰の条件

金銭事故無事故基準期間が連続15年以上であり、かつ、過去3年間の会計監査における優秀な部隊であること。

ウ 表彰の区分

第3級賞状を標準とする。ただし、通算の事故無事故基準期間が本号イの2倍以上に及ぶとともに、過去5年間の会計監査における優秀な部隊であるときは、第2級賞状を授与することができる。

エ 金銭事故無事故基準期間の起算日を31. 1. 1以降とする。

(11) 給食優良部隊表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

一般事故調査等達第11条に規定する傷病事故のうち、集団の食中毒又はその疑いのある事故とする。

イ 表彰の条件

集団食中毒又はその疑いのある事故がない基準期間が連続15年以上であり、かつ、過去3年間の給食審査における優秀な部隊であること。

ウ 表彰の区分

第3級賞状を標準とする。ただし、通算の事故無事故基準期間が本号イの2倍以上に及ぶとともに、過去5年間の給食審査における優秀な部隊であるときは、第2級賞状を授与することができる。

エ その他

集団中毒又はその疑いのある事故がない基準期間の起算日を31. 1. 1以降とする。

(12) その他の任務遂行による表彰基準

ア 15年以上、各種任務を遂行し、優秀な部隊であるときは、第3級賞状を授与することができ、同様に30年以上であるときは、第2級賞状を授与することができる。

イ その他、人命救助及び救難等又は部内外に与えた影響が特に著しい功績であるときは、第3級賞状を授与することができ、推奨に値する功績であるときは、第2級賞状を授与することができる。

3 この通知に定めるもののほか、この通知の実施に関し必要な事項及び必要とする他の第3級賞状の規定については、表彰等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第49号)(以下「表彰等訓令」という。)に定める第3級賞状の表彰権者が別に定めるものとする。

4 第4級賞状及び第5級賞状について、規定が必要な場合は、表彰等訓令及び、表彰等に関する訓令に規定する「これらに準ずる部隊」の指定について(海幕人第5342号。48. 10. 26)に定める第4級賞状及び第5級賞状の表彰権者が別に定めるものとする。

写送付先：部内全般